平成２５年（フ）第１３４号
千葉県柏市北柏３丁目５番地２　フォワードマンション401号、前住所静岡県伊東市川奈1254番地の97
債務者　今井八重子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
相模原市南区双葉２丁目12番10号
債務者　大塚　民夫
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月26日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７７号
兵庫県三木市与呂木683番地の288
債務者　和杜こと　錦　　将邦
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４５号
山梨県甲州市塩山上於曽526番地９
債務者　向山　一郎
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埴原　一也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８４号
福岡県太宰府市五条２丁目12番14号光源アパートＡ７号、前住所福岡県太宰府市吉松２丁目３番７号
債務者　衛藤　英一
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６８５号
福岡県太宰府市吉松１丁目21番21―101号、前住所福岡県太宰府市吉松２丁目３番７号
債務者　河田　彰一
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９７号
福岡市中央区清川３丁目16番19―908号
債務者　林　　慶太
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６９号
福岡県古賀市薬王寺1295番地５
債務者　伊藤　洋也
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張替　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８８号
福岡市東区青葉３丁目44番２号
債務者　米田　光惠
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４４号
福岡県太宰府市大佐野６丁目10番24号
債務者　児島　宏司
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃原　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３３号
広島市安佐南区高取北１丁目７番22号
債務者　上野　真弘
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３３号
広島市安佐南区八木９丁目25―20―402、住民票上の住所広島市東区中山西２丁目25番11号
債務者　武田　順一
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二國　則昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６６号
福岡市東区下原２丁目４番19号
債務者　梶原　明子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深谷　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７１号
福岡県朝倉市美奈宜の杜５丁目２番26号
債務者　具嶋美保子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　良晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６１号
大阪府茨木市春日４丁目１番３号
債務者　岩本　良浩
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２号
神戸市東灘区住吉台８番１―207号
債務者　松本　壽子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７号
大津市長等３丁目５番27号
債務者　松山裕一朗
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
大津地方裁判所民事部